

議会運営委員会会議記録

- 1 日 時 令和8年7月1日（水曜日） 午前10時00分開会 午前10時26分散会
- 2 場 所 第二委員会室
- 3 出席委員 東野、田原（洋）、田中、宮島、阿部、中村、保坂の各委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外議員 古畑議長、池田、松田、渡辺、関原、利根川、和泉、松尾の各議員
- 6 事務局職員 磯貝局長、上野次長
- 7 本日の会議に付した事件
 - 1 付託案件審査
陳情第5号「政治倫理審査委員会設置の決議」と再度の「辞職勧告決議」を求める陳情
 - 2 委員長報告について
 - 3 議員発議について
 - 4 糸魚川市議会会議規則、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
 - 5 議員派遣について
 - 6 閉会中の継続調査の申出について
 - ・次期定例会の会期及び日程について（臨時会を含む。）
 - ・議会の運営等に関する調査検討事項について
 - 7 9月定例会の会期及び日程（予定）について
 - 8 議会運営について
 - ・ハラスメント防止対策について
 - 9 その他

8 経過と結果

○東野委員長

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

欠席通告委員はありません。定足数に達しておりますので直ちに会議に入ります。

オブザーバー議員の発言につきましては、委員の発言終了後、項目ごとに1回を基本とし、休

憩中に発言の許可を求めてください。

本日の協議題に沿って進めたいと思います。

1 陳情第5号「政治倫理審査委員会設置の決議」と再度の「辞職勧告決議」を求める陳情

○東野委員長

協議題1、陳情第5号「政治倫理審査委員会設置の決議」と再度の「辞職勧告決議」を求める陳情についてを議題といたします。

前回の委員会です、政治倫理審査委員会の状況によってどうするかを決定する形となりますので、本議会では継続審査とすることで前回の委員会では決しております。

これについて皆さんからご意見を賜りたいと思います。

そのように進めることでよろしいですか。

本陳情に関しまして、継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

暫時休憩します。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほど皆様に継続審査という、前回の確認という形になりましたが、継続審査ということで皆様もご承知おきいただきたいと思います。

本件についての所定の手続きは、正副委員長にご一任願います。よろしくお願いします。

2 委員長報告について

○東野委員長

協議題2、委員長報告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○磯貝局長

おはようございます。ご説明申し上げます。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長及び市民厚生常任委員長から休会中に所管事項調査を行い、その経過について口頭報告を行いたいとの申出がありますことから、最終日の日程事項といたしたいものであります。

説明は以上です。

○東野委員長

説明が終わりました。

それでは、ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑、ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

委員長報告について、そのように進めることにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

3 議員発議について

○東野委員長

協議題3、議員発議についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○磯貝局長

それではご説明申し上げます。

お手元配付のとおり、発議第2号「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度2分の1復元」に係る意見書が、所定の手続きを経て提出されております。

これを最終日の日程事項とし、委員会付託を省略して即決にてご審議いただきたいものであります。

説明は以上です。

○東野委員長

説明が終わりました。

それではただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑、ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議員発議について、そのように進めることにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

4 糸魚川市議会会議規則、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○東野委員長

協議題4、糸魚川市議会会議規則、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○磯貝局長

ご説明申し上げます。

糸魚川市議会会議規則及び糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例について、それぞれ一部改正を行いたいものであります。

一点目の会議規則の改正につきましては、今回初めて政治倫理審査委員会を設置するにあたり、委員会を公務として位置づけるための確認をいたしました。

その結果、全員協議会や委員会協議会などと同じく、地方自治法の規定に基づき、会議規則で定める協議等の場とすることが必要となることから、改正を行いたいものであります。

配付いたしました規則改正資料をご覧ください。現在、協議等の場は、会議規則の別表において、全員協議会から資料に記載の各特別委員会正副委員長会議まで六つの会議が位置づけられております。

今回、この別表に政治倫理審査委員会を追加し、新たな協議等の場といたしたいものであります。

二点目の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正につきましては、今回、政治倫理審査委

員会を協議等の場とすることにあたりまして確認したところ、これまで協議等の場につきまして、日当は支給しておりませんが、交通費の支給は行っておりました。

昨年12月に行いました条例改正により、この4月から全ての会議等において日当が廃止され、交通費は実費支給となりましたが、協議等の場に関しては交通費も支給できない規定となっていました。

配付いたしました条例改正資料をご覧ください。今回の改正は一番下の条例改正の概要にありますように、取消線を引いてある部分、第7条第1項のただし書きを削除したいものであります。

確認しましたところ、このただし書きは、平成21年に協議等の場を新たに設置する際、日当を支給しないことにするため、議会側の発議で改正したものであります。

昨年の条例改正により、日当が廃止されたことに伴い、費用弁償が旅費のみとなりましたが、このただし書きが残ってしまったため、協議等の場について交通費が支給できない状況となっております。これを元の取扱いとするため、ただし書きを削除いたしたいものであります。

なお、適用は令和8年4月1日からといたしたいものになります。

この2件の改正につきまして、提案者を委員長、賛成者を副委員長として発議いただき、最終日の日程事項とし、委員会付託を省略して即決にてご審議いただきたいものであります。

説明は以上であります。

○東野委員長

説明が終わりました。ただいまの説明に対する質疑に入りたいと思います。

ご質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

<休憩中>

○東野委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

そのように進めてよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

5 議員派遣について

○東野委員長

それでは協議題5、議員派遣についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○磯貝局長

ご説明申し上げます。

7月30日に上越三市議会議員合同研修会が、妙高市で開催されます。

この議員派遣につきまして、明日最終日の日程事項として議長発議で進めさせていただく予定としております。

説明は以上です。

○東野委員長

説明は終わりました。それではただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議員派遣について、そのように進めることにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

6 閉会中の継続調査の申出について

○東野委員長

続いて協議題6、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○磯貝局長

それではご説明申し上げます。

閉会中の継続調査の申出につきましては、協議題に記載のとおり、次期定例会の会期及び日程について（臨時会を含む。）と、議会の運営等に関する調査検討事項についての二点について申出をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○東野委員長

説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、ご質疑、ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

閉会中の継続調査の申出について、説明のとおり進めることにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

7 9月定例会の会期及び日程について

○東野委員長

続いて協議題7、9月定例会の会期及び日程についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○磯貝局長

ご説明申し上げます。

9月定例会につきましては、さきに市長から議長に対し、招集日を8月31日、月曜日といたしたいとの協議があり、このことにより、会期を9月28日までの29日間とすることをお願いしたいものであります。

会期中の会議予定につきましては、別紙のとおりであります。

これによりまして、1週間前議運は8月24日、月曜日、一般質問実施の申出の締切りは8月21日、金曜日となりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○東野委員長

説明が終わりました。

ただいまの説明に対しご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

9月定例会の会期及び日程について、説明のとおり進めることにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

8 議会運営について

・ハラスメント防止対策について

○東野委員長

協議題8、議会運営について、ハラスメント防止対策についてを議題といたします。

以前、議長のほうからのご意見賜ったところで、ワーキングチームのほうで文書をまとめたものをご用意させていただきました。

これについての説明を保坂委員より頂戴したいと思います。

○保坂委員

前回の議会運営委員会におきまして、議長から、先にこちらのほうから口頭報告させていただいたんですが、やっぱり何も残らないとちょっと分かりにくいということで、ご指示いただきまして、一応活字にまとめたものを作りました。

お手元にありますでしょうか。ざっくり项目的にちょっとご説明いたします。

ハラスメント防止対策に関するワーキングチームの検討経過報告といたしまして、1、ワーキングチームの設置目的、ワーキングチームは元々ハラスメント防止条例の実効性向上を図るため、次の項目によって、目的を定めて取り組んでおります。

(1) がハラスメント防止行動指針案の作成、(2) にハラスメント防止条例の課題整理及び調整、(3) には相談体制及び審査方法のルールづくりということで検討させていただきました。

ワーキングチームの開催状況については、メンバーが変わったということで、前回ご報告させ

ていただいたとおりであります。その後、精力的にやりましょうということで、8回検討をさせていただきました。

協議経過の下に、3で日付と主な内容を記載させていただいております。ポイントはですね、ずっと経過あるんですけども、終盤に来てですね、いろいろ課題といいますか、そういったものが見えてきまして、それらを委員長に報告する中で、検討材料が最後の4のところであります。

今後の検討事項（案）として、（1）ハラスメント防止条例の改正案の作成ということで、元々政倫審を中心にいろいろ考えてたんですけども、分離した形での検討のほうがいいんじゃないかという考えが入ってきました。

細かいところいきますと、その防止条例の中に第三者、弁護士等の相談窓口の設置、あと調査と処分についてのその審査の方法の手順、あとハラスメント防止のための研修会の実施、アンケートの実施、あとA I等を活用した客観的な、また平均的なハラスメントチェックの導入というものを考えてみてはどうかという案であります。

それから（2）にはハラスメント防止行動指針案の作成、ある程度のものはできてはいるんですけども、最終的にそのハラスメント防止条例で調査・処分を組んだときに、その行動指針案のほうへの調整というものがありますので、それを盛り込みました。

あと、（3）に政治倫理規則の改正案の作成、これはきちんとまた皆さんと相談しながら、今の現状の政倫審で対応が十分なのかどうかも含めて一度検討してもらって、ハラスメント防止条例との兼ね合いを調整させてもらうということで一応項目を挙げさせてもらいました。

今日は前回の報告は口頭でそこまでしてあるんですが、実は今日は皆さんにご相談させていただきたいことは、今まで3人のチームで検討させていただいたんですが、今の項目について、このままチームで検討させていただいていいかどうかという部分があります。

その際、もしチームで検討させてもらえるのであれば、今引っかかっているのが、そのハラスメント防止条例に調査と処分といったもの、要はイメージとしては政治倫理規則の中のルールを大体そのままハラスメント防止条例に組み込むような形でさせてもらえれば一番分かりやすい条例案ができると思います。

あともう一つ、これまで市議会の中の職場という観点から、市議会議員と市の職員っていう部分を一番のメインにこのルール作りさせていただいたんですけども、実はこれ選挙を通じてなんですが、議員活動している中で、この市民からのハラスメント、いわゆる票ハラだとか、あと有権者であることをいいことに、議員にいろんなことを迫ってくるとか、そういったことについてもここに盛り込むべきなのかどうなのかっていうところも、ちょっと調整させてもらわなきゃいけないのかなと思ってます。

そのハラスメント防止条例の位置づけになるんですけど、あくまでも市議会の運営上のトラブルっていうものにおけば、当初の市職員と市議会議員の関係性で特化した形でできるんですけど、その市民まで入れるってなると、またちょっとそのハードルが高くなるので、その辺を、ただ厳密にはそういった問題があれば、やっぱ作ろうということになるんでしょうけど、個々の対応であつたり個々の問題っていうことであれば、あえてその防止条例に盛らないほうが、当初の目的

は達成できるのかなと思っておりますので、その辺のちょっと見解を皆さんから、今すぐでなくてもいいんですが、もしチームで検討していく場合に、その辺の意向を議会運営委員会等、他の傍聴議員とかオブザーバー議員のご意見とかいただけるものであれば、いただいた中でチームで検討させてもらいたいというのが、チームからのお願いでございます。

ちょっとまとめきれてないんですが、その点だけちょっとご調整いただければありがたいと。

要はチームでやっていっていいのか。チームでやる場合には、ハラスメント防止条例の組み立てを詳しくして、あとはその市民との関わりをどうするかっていう点をちょっとご調整いただければありがたいと思います。

以上であります。

○東野委員長

ありがとうございました。

今ほど保坂委員のほうから進め方について皆さんに投げかけがございましたけども、そういった中で、先般の議会運営委員会の中で議長からご指摘・ご提案いただきましたのが、全員で協議してたらどうだっということでお話をいただいたんですけども、この中身の部分に入ってくる際にですね、なかなか全員で協議する・意見を賜るっていうところを、機会を設けることが大事だと思うんですけども、またこの資料の中身を作成していく中、完成に近づけていく中で、なかなかその全員の意見、それを反映させるってところが難しくなってくるのかなっていうのは正直感じておるんですけども、皆さん今感じておられること、実直なご意見いただければと思います。

○中村委員

なかなか大勢でやると話がまとまりづらいっていうふうに思うんですね。

今までこうやってチームでやってこられて、こういう文書でこうやって定期的に出していただければ、どういう動きしてるのかなっていうのも、ある程度分かるんじゃないかなというふうに思いますので、問題なければ、チームで、小勢で煮詰めてもらって、何かあったときに皆さんに提案していただければなというふうに思います。

それからもう一点、市民に対してっていうことなんですけど、そこまで幅広くやるとまたそれが大変じゃないかなというふうに思うんですね。だから一度立ち上げて見て、後で何かあればプラスしていくっていう考えのほうスムーズにいくんじゃないかなというふうに考えます。

○宮島委員

先ほどの保坂委員のご説明の中で、市民からのっていうのがありましたね。今、中村委員がご指摘になったところ、市民からのじゃなくて、市民へのですね、議員から市民へのハラスメントってのは、今までのハラスメント防止条例には盛り込まれていませんでした。

そういったものも含めて改正したらどうかっていうことが、ワーキングチームの中で話し合ったということになります。市民からではなくて、市民へですね。

あと、私も知らなかったんですが、保坂委員が研究してくれて、例えば議事録をA Iを使って解析すると、この文言が適切かどうか、そういったことをA Iが客観的に指摘してくれるそ

うなんですね。

これは今までも我々聞いてて、これちょっとどうなのかなっていうものがありますけど、AIはいろんな情報を基に客観的に指摘してくれるっていうことで、この時代そういった方法も研究するべきなのかなというふうに私は感じました。

○保坂委員

私が提案して言うのもおかしいんですけど、提案としましては、今回、幸か不幸か政倫審を立ち上げていただきました。

私の考えとしては、9月議会までにはある程度の形のを皆さんにお示しして、9月最終日ぐらいにはもう結論付けたいなあとと思って、もう結構前倒しで、いろいろチームでさせていただくのであれば、かなりの数をやろうと思ってたんですが、今回政倫審が立ち上がった状況で、皆さん非常にお忙しい中、日取りを取って、それも多分精力的にやられると思うんですね。

そうなった場合にメンバーが議運のメンバーということになっておりますので、先ほど中村委員からあったとおり、適宜この検討した内容も、チームの報告もできる機会が設けられるんじゃないかというふうに考えておまして、もし皆さんが今の内容で検討して、随時報告しろということだけでいただけるのであれば、チームでさせてもらって、議運もしくはその政倫審のときに日程を合わせるような形で、随時報告する形で精力的にちょっとさせてもらいたいなっていう気持ちがありますので、ちょっとその辺も考慮していただいて検討していただきたいと思います。

以上であります。

○東野委員長

まず二つ確認させていただきたいんですけども、今までどおりチームで進めるやり方と、政倫審の皆さんが同じメンバーが集まりますので、その折に一緒にそのハラスメント条例の改正についてお時間をいただくっていう、そういったご提案だったと思います。

まず一つ目について、またワーキングチームで続けて、定期的に皆さんに報告した内容を皆さんで協議する、そういった形で進めることにまずご異議ないか。

ご質問、ご意見あれば。

ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

それでは引き続きワーキングチームのほうで進めていただいて、しっかりと議会運営委員会の中でまた審査するというか、また皆さんの目で確認しながら進めていこうということで了承を得ました。

もう一つなんですけども、政治倫理審査委員会、7月でもあと2回は開催されるのかなというふうに感じておるんですけども、その時間を利用させていただいて、同じメンバーが集まります

ので、その折に出せる情報をお出しするっていう、そういった進め方でご異議ございませんでしょうか。

○保坂委員

すいません、提案しておいてなんなんですけども、必要に応じて当然ワーキングチームからの報告できれば、議会運営委員会を開いてもらってやるのも一応含めておいていただいて、政治倫理審査委員会のみにセットではなくて、必要に応じて議運の開催も一応含めておいていただきたいと思います。

以上であります。

○東野委員長

正式な会議になりますので、そういった流れになろうかと思います。

そのように進めることにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

それではハラスメントの今提示いただいた資料についても、ご質問ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

3 その他

○東野委員長

協議題9、その他についてでございます。

事務局からございますでしょうか。

○磯貝局長

こちらからは特にございません。

○東野委員長

委員の皆様からございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

なければその他を終結いたします。

以上で本日の協議題は全て終了しました。

本日の委員長報告については口頭報告とし、文案については正副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○東野委員長

ご異議なしと認め、そのように決しました。

以上で議会運営委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

糸魚川市議会委員会条例第29条の規定により署名する。

委員長